大阪市告示第1440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第19条第１項の規定により、大阪都市計画を変更しようとするので、同法第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から２週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

令和８年10月29日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　都市計画の種類及び名称

生産緑地地区

２　都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市生野区巽西二丁目地内

東住吉区今川六丁目地内、公園南矢田一丁目地内、住道矢田三丁目地内

住道矢田四丁目地内、住道矢田五丁目地内、

住道矢田七丁目地内、住道矢田九丁目地内

平野区瓜破東八丁目地内、長吉川辺三丁目地内、長吉長原西四丁目地内

３　都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所７階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

４　意見書の提出方法及び提出先

(1)　提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

(2)　提出先

３に同じ

（計画調整局計画部都市計画課）